

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県人事委員会事務局組織規則

## 人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

### 鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三十条」を、「第三十条及び第三十条」に改める。

第二条の見出しを「(伝染性疾病の指定)」に改める。

第九条の三中「農産物北九州あつ旋所」を「北九州事務所」に改める。

第九条の十第一項中「条例第二十六条第一項の特殊自動車」を「条例第二十六条第一項の人事委員会が定める特殊自動車」に、「自動車をいう。」を「自動車とする。」に改める。

第九条の十三の次に次の一条を加える。

(有毒な農薬の指定)

第九条の十四 有毒農薬散布作業従事職員に対する条例第三十条第一項の人事委員会が定める有毒な農薬は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)別表第三の第一号、第三号、第四号、第六号、第七号

又は第九号に掲げる毒物を含有する農薬とする。  
第十条中「(様式第一から様式第二十一まで)」を

「(様式第一から様式第二十二まで)」に改める。  
様式第二十一の次に次の様式を加える。

様式第22

毒農薬散布作業従事職員特殊勤務実録簿		勤務所	職名	氏名	備考
(月分)	有				
日	曜	所属長印	直接監督者	使用した農薬に含有される毒物	作業の内容
1					従事者印
2					
30					
31					
計	従事した日数	日	1日につき	60円	支給額
					円

備考 「使用した農薬に含有される毒物」の項は、毒物及び劇物取締法別表第3の第1号、第3号、第4号、第6号、第7号又は第9号に掲げる毒物名を記入すること。

附則

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号を次のように改める。

- 二 捜査上の必要により証人、参考人等として招致した者の旅費は、前号の規定にかかわらず、七等級の職務にある者で二号給以下のものとして計算した額。ただし、この規定によることを適当としない場合には、旅行命令権者は、人事委員会と協議して別に支給する旅費額を定めることができる。

第二十条第二号ただし書を次のように改める。

ただし、この規定によることを適当としない場合には、任命権者は、人事委員会と協議して別に支給する旅費額を定めることができる。

第二十条第七号中「被疑者、被送還外国人等を護送するため又は」を削り、同号ただし書を削る。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 (行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の適用を受ける者の等級又は等級号給に相当する等級又は等級号給)

他の給料表	行政職給料表	公務員給料表	職表	職表(一)	職表(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	買金	国家公務員給料表(一)	国家公務員給料表(二)
1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	1 等級	2 等級	2 等級	2 等級
2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	2 等級	3 等級	3 等級	3 等級
3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	3 等級	4 等級	4 等級	4 等級
4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	4 等級	5 等級	5 等級	5 等級
5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	5 等級	6 等級	6 等級	6 等級
6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	6 等級	7 等級	7 等級	7 等級
7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	7 等級の5号給以上	8 等級の5号給以上	8 等級の5号給以上	8 等級の5号給以上

備考 給料月額がその給料月額を受ける者の属する職務の等級の最高の号給をこえる場合は、最高の号給と同様に取扱いとする。

別表第五を次のように改める。

別表第五 (講習、研修等の日当及び宿泊料)

区	講習、研修等の実施等	宿泊の様態	支給期間	日当及び宿泊料		日当又は宿泊料の支給額
				甲(日当)	乙(宿泊料)	
県内	有宿の無	下宿、寄宿舎及び公用の宿泊施設その他これらに類する宿泊施設における宿泊	全期間	70	70	日額6000円未満又は月額14980円未満
				7日未満	7日未満	8等級の5号給以下
県内	有宿の無	その他の宿泊施設における宿泊	全期間	70	70	日額6000円未満又は月額14980円未満
				7日未満	7日未満	8等級の5号給以下
県内	有宿の無	その他の宿泊施設における宿泊	7日以上15日未満	160	160	日当又は宿泊料は、講習、研修等の全期間をそれぞれ上記の各支給期間に区分して通次に一日当たりの日当に乘じて得た額の合計額と
			15日以上30日未満	130	130	
県内	有宿の無	その他の宿泊施設における宿泊	30日以上	110	110	

場合 ない 宿泊し	在勤	七日未満	三三〇	二、三三〇	九八〇	日当は、講習、研修等の全期間を一日当たりの日当に乗じて得た額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情により宿泊する場合は、条例第二十六条第三号に規定する宿泊料の額を支給する。
	在勤	七日以上一五日未満	一六〇	八〇〇	六四〇	
場合 ない	在勤	一五日以上三〇日未満	一三〇	六四〇	五一〇	日当は、講習、研修等の全期間を一日当たりの日当に乗じて得た額とする。
	在勤	三〇日以上	一一〇	五六〇	四五〇	
場合 ない	在勤	全期間	七〇			日当は、講習、研修等の全期間を一日当たりの日当に乗じて得た額とする。
場合 ない	在勤	全期間	一〇五			
場合 ない	在勤	全期間				日当は、講習、研修等の全期間を一日当たりの日当に乗じて得た額とする。
場合 ない	在勤	全期間				

附則

1 (施行期日) この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する

旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

鳥取県人事委員会事務局組織規則をここに公布する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十四号

鳥取県人事委員会事務局組織規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第一号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条第七項の規定に基づき、鳥取県人事委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織を定めることを目的とする。

(課及び内部組織の設置)

第二条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該下欄に掲げる係を置く。

課	内部	組織
管理給与課	管理係	給与係
任用審査課	任用係	審査係

(課の分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理給与課

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事委員会の庶務に関すること。
- 三 人事行政に関する事項の調査及び人事に関する統計報告の作成に関すること。

四 職員の給与、旅費、厚生福利制度及び公務災害補償制度の研究並びにその成果の提出に関すること。

五 職員の給与の支払いの監理に関すること。

六 その他任用審査課の主管に属しないこと。

任用審査課

- 一 人事記録の管理に関すること。
- 二 職員の勤務時間その他の勤務条件(給与及び旅費

00944

- を除く。)の研究及びその成果の提出に関すること。
- 三 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 四 職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。
- 五 職員の研修及び勤務成績の評定の総合的企画に関すること。
- 六 職員の勤務条件に関する措置要求の審査及び判定に関すること。
- 七 職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。
- 八 職員の分限及び懲戒の手続の実施並びに服務に関すること。
- 九 職員の公務災害補償の異議の申立てに対する審査及び裁定に関すること。
- 十 職員団体の登録に関すること。
- 十一 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- 十二 地方公共団体の委託に係る公平委員会の事務の処理に関すること。

(内部組織の分掌事務)

第四条 内部組織の分掌事務は、課長が定め、事務局長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 前項の分掌事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

(職制)

第五条 事務局に、事務局長及び次長を置く。

2 課及び課の内部組織に、それぞれその長を置く。

第六条 前条に定めるもののほか、課に事務局職員及びその他の職員を置く。

(事務分担)

第七条 前条の職員の分担事務は、課長が定め、そのつと事務局長に報告しなければならない。

附則

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

(定価 一部月極二五〇円(送料共) 刷所